⑶　異工種ＪＶの協定　異工種ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㋑」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶの取扱い

上記７⑴⒜及び⑹の認定（上記７⑴⒜及び⑹の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、異工種ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７⑴⒜及び⑹の認定を受けていない構成員が上記７⑴⒜及び⑹の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７⑴⒜及び⑹の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７⑴⒜及び⑹の認定又は上記７⑴⒜及び⑹の一般競争参加資格がないとの認定（上記７⑴⒜及び⑹の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

異工種ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　異工種ＪＶの名称は、「京都第二外環状道路灰方高架橋工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に異工種ＪＶとして参加するためには、開札の時において、異工種ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

京都第二外環状道路池ノ内高架橋工事に係る異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成21年11月13日

近畿地方整備局長　上総　周平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事名　京都第二外環状道路池ノ内高架橋工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　京都府京都市西京区大原野灰方町地先

3　工事内容　工事延長　Ｌ＝333m　３径間連続ＰＲＣラーメン箱桁橋（Ｌ＝132m、最大支間長Ｌ＝51.0m）１橋、逆Ｔ式橋台（Ｈ＝14.0mからＨ＝15.0m）２基、壁式橋脚（Ｈ＝21.0mからＨ＝22.0m）２基、場所打ち杭（φ1,500㎜、Ｌ＝17.0mからＬ＝20.5m）42本、場所打ち杭（φ3,000㎜、Ｌ＝23.5m）６本

4　工期　平成24年２月28日まで。

5　申請の時期

平成21年11月16日から平成21年12月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成21年12月15日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（平成21年12月29日から平成22年１月３日まで）を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（異工種建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成21年11月16日から平成21年12月14日まで　〒540―8586 大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141）において異工種ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　本工事は、特定建設工事共同企業体協定書㋑を準用するものとする。

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、電子入札システムにより提出すること。

また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、上記⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。

⒜　特定建設工事共同企業体協定書㋑（下記７⑶の条件を満たすものに限る。）の写し。

⒝　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成21年11月13日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　異工種ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年10月７日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成20年10月７日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む異工種ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない異工種ＪＶについては、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の異工種ＪＶについては、平成20年10月７日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して異工種ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　異工種ＪＶの構成　異工種ＪＶの構成は、橋梁上部工事と橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、次の条件を満たす者の組合せとする。

⒜　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⒝　橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⒞　橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⒝の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⒟　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⒜及び⒝の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⒠　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　異工種ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

⒜　異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。